

（キャバレー等の避難通路）

第58条 キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、飲食店その他これらに類するもの（以下「キャバレー等」という。）の階のうち当該階における客席の床面積が150平方メートル以上の階の客席には、有効幅員1.6メートル（キャバレー等のうち飲食店にあつては、1.2メートル）以上の避難通路を、客席の各部分からいす席、テーブル席又はボックス席7個以上を通過しないで、その一に達するように保有しなければならない。

※ 改正経過：制定〔昭和37年条例第31号〕、全部改正〔昭和48年条例第34号〕、一部改正〔昭和59年条例第55号〕

【趣旨】

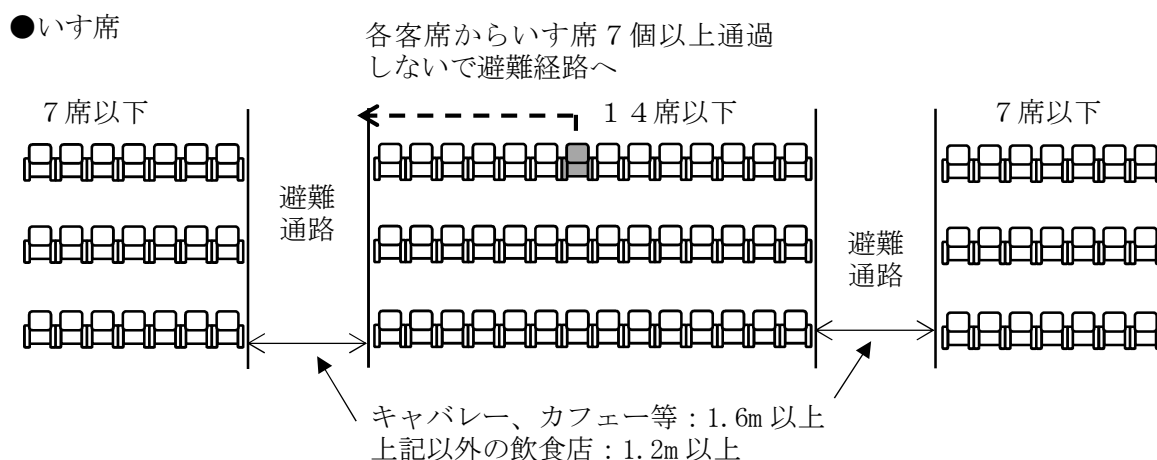
本条は、キャバレー、飲食店等における避難通路の保有について定めたものである。

【解説】

- 1 キャバレー、飲食店等における座席は、その業務の実態上、劇場等のように整然と列をなして配置することについて条例で要求することは困難である。よって、火災が発生した際、入場者が有効な避難通路に至るまでの座席数を基準として避難通路を保有すべきとしたものである。
- 2 「階のうち当該階」とは、階ごとにキャバレー、飲食店等の客席の床面積を合計することにより、本条の規制対象となるか否かの判断をするものである。
- 3 「有効幅員」とは、避難に際して有効に活用することができる部分の幅をいい、床面における幅が1.6メートル（飲食店にあつては1.2メートル）以上であっても、その上方に障害物が突出しているような場合には、当該突出部分の幅は、有効幅員には含まれないことになるので、留意する必要がある。

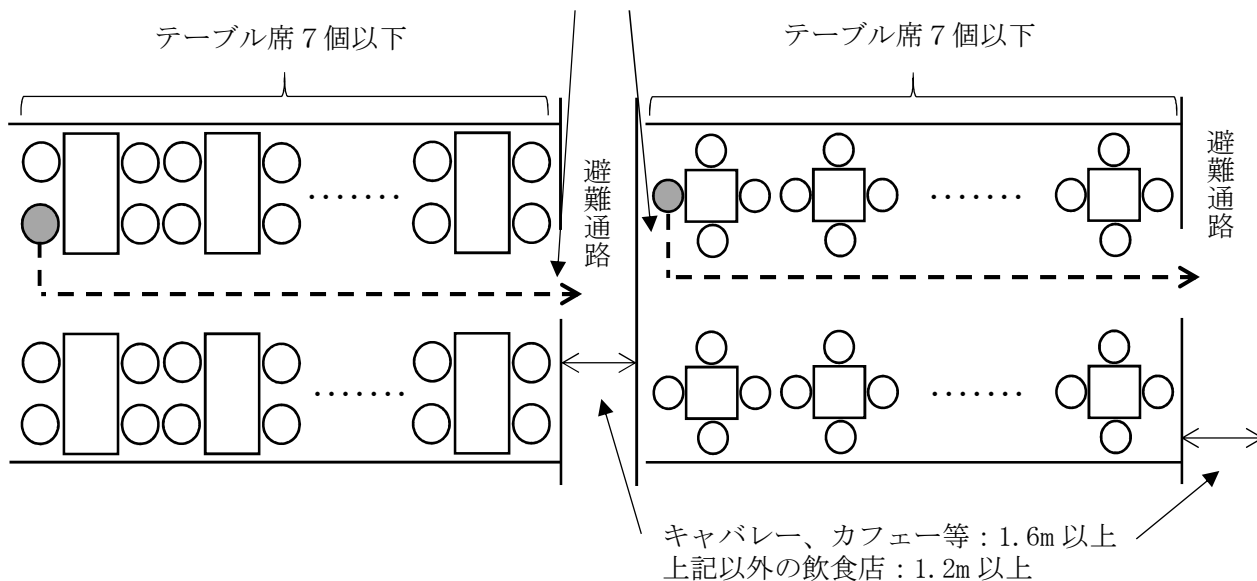
対象用途	対象規模	避難通路の幅	条件
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ	当該階における客席床面積150㎡以上の階の客席	1.6m以上	客席各部分から「いす席」「テーブル席」又は「ボックス席」を7個以上通過しないで1の避難通路に到達すること。
上記以外の飲食店		1.2m以上	

- 4 「7個」とは、いす席、テーブル席、ボックス席のいずれの場合においても、7個の座席という意味である。
- 5 本条の内容を図で示すと、下図のとおりとなる。



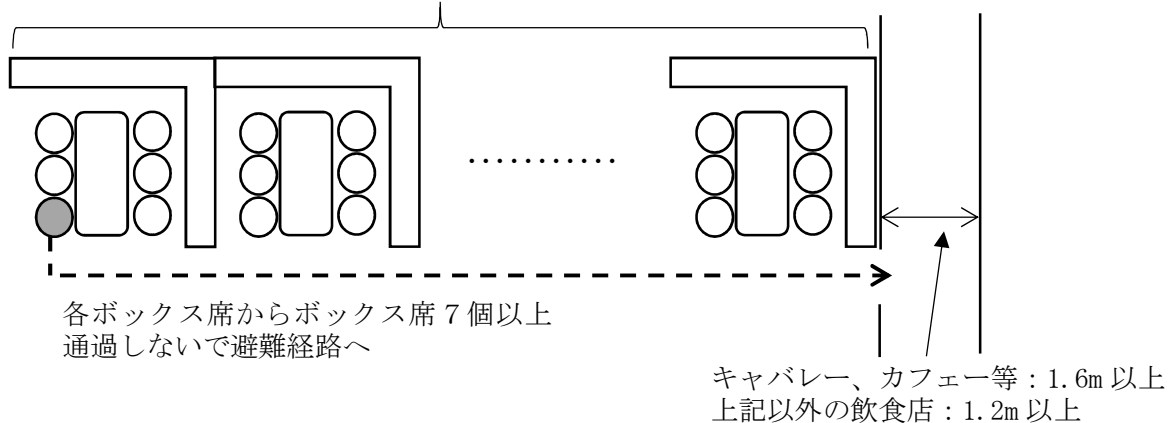
●テーブル席

各テーブル席からテーブル席7個以上
通過しないで避難経路へ



●ボックス席

ボックス席7個以下



- 6 札幌市におけるキャバレー等の避難通路については、札幌市公式ホームページに掲載されている「建築確認同意・消防用設備等設置規制事務審査基準」の避難施設の取扱いの項を参照すること。